

# 会社貸与のスマートフォン内の取引先・顧客情報が「営業秘密」に該当しないとして無罪が言い渡された事例

— 津地裁令和4年3月23日判決

弁護士 谷山 智光

## 第1 はじめに

令和4年3月23日、津地方裁判所において、不正競争防止法違反被告事件について、無罪判決が言い渡された(確定)。同事件は、当事務所の坂田均弁護士、上里美登利弁護士及び当職が弁護を担当した事件である。令和2年7月の起訴以降、複数回にわたる公判前整理手続等を経て、無罪判決となった。判決は、TKCローブラリーに掲載されている。

## 第2 公訴事実の概要

本件は、食品の卸売業を営む株式会社(以下「本件会社」という。)の上席営業部長の地位にあった被告人が、本件会社を退職するにあたり、携帯電話ショップにおいて、同ショップ従業員を介して、本件会社から貸与されてプライベートでも使用していたスマートフォンから自己が使用する自己所有のスマートフォンに、本件会社の顧客である取引先会社等の担当者の役職・氏名及び電話番号等の「取引先・顧客情報」(以下「本件顧客情報」という。)を含む電話帳データを全て複製して移行させたことについて、本件顧客情報が本件会社の保有する営業秘密であり、これを本件会社から示されていた被告人が、不正の利益を得る目的及び本件会社に損害を加える目的で、営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密に係るデータの複製を作成する方法で営業秘密を領得したとして、平成30年法律第33号による改正前の不正競争防止法(以下単に「法」という。)21条1項3号口違反の罪に問われた事案である。

被告人は、本件会社の営業活動に従事していた。携帯電話の発売が開始されて間もなく自らフィーチャーフォン(いわゆるガラパゴス携帯。以下単に「ガラケー」という。)を購入して利用を開始し、本件会社の業務にも利用していた。その後、本件会社からガラケーを貸与された後、本件会社の許可を得て、会社貸与ガラケーに私用ガラケーの情報を一本化した。以後、会社貸与ガラケーに、日常で知り得た電話番号を全て入力

していった。そのため、会社貸与ガラケーの電話帳データには、被告人がプライベートで用いる情報と業務上知り得た取引先の連絡先情報とが混然一体となった形で蓄積されていった。そして、会社貸与携帯がガラケーからiPhoneに切り替えられたことに伴い、会社貸与ガラケーの電話帳データに登録されていたデータが会社貸与iPhoneの電話帳データに移行された。なお、本件会社では、営業担当者が取得した取引先の連絡先情報を集約して顧客リストのようなものを社内で作成し、それを営業担当者に提供して携帯電話に登録させる扱いはしておらず、営業担当者らが自己の担当する取引先の連絡先情報を各人で管理していた。本件顧客情報も、被告人が専ら自力で形成・蓄積したものであった。

被告人は、本件会社を退職するにあたり、上記のとおりプライベートで用いる情報と業務上知り得た取引先の連絡先情報とが混然一体となった形で蓄積されていた会社貸与iPhoneを返却することになるため、携帯電話ショップにおいて、新たに会社貸与iPhoneと同型のiPhoneを購入し、同ショップ従業員に、会社貸与iPhoneの中のデータを全て移行してもらった。その結果、会社貸与iPhoneに蓄積されていた本件顧客情報がそのまま被告人の購入したiPhoneに複製されることとなり、上記公訴事実で起訴されたのである。

## 第3 主たる争点

本件の主たる争点は、本件顧客情報が、法2条6項所定の「営業秘密」に該当するか否かである。「営業秘密」に該当するためには、Ⅰ秘密として管理されている情報であること(秘密管理性)、Ⅱ事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)及びⅢ公然と知られていないものであること(非公知性)の三要件を充足することが必要である。この点、裁判所は、秘密管理性の要件との関係では、「本件顧客情報を複製・領得しようとする者に対して不正なことをしているという自覚を持たせられるだけの障壁が設けられていたといえるか否か」が問題となるとした。

## 第4 裁判所の判断

- 1 本件顧客情報の性質と求められる秘密管理措置  
裁判所は、まず、本件顧客情報の性質を検討した上で、求められる秘密管理措置の程度を検討した。  
すなわち、被告人の会社貸与iPhoneに蓄積されていた電話帳データには、①私用の電話番号(家族、親戚、友人、馴染みの店など)のほかに、②取

引先の代表電話番号、③取引先担当者が業務用に用いる携帯電話番号等、④親しくなった取引先担当者の私的携帯電話番号等が含まれていたと認められるところ(検察官が「本件顧客情報」として問題とするのは、このうちの②～④の情報である。)、②や③については、同業者であれば特別な困難を伴うことなく容易に入手することができる情報といえ、本件会社が独自に形成・蓄積することによって市場における競争上の優位性を確保していると評価し得るような特別な情報という性質は希薄であったから、有用性や非公知性の要件を充足しているとするには相当に疑問があるし、本件会社として営業担当者から提供を受けて一元的に管理しているものを個々の営業担当者に提供して利用させていたわけではなく、被告人が専ら自力で形成・蓄積していた情報であるから、本件会社が独自に形成・蓄積してきた特別な情報(有用性及び非公知性の認められる特別な情報)を被告人に開示して利用させたという意味合いは乏しいと見るほかないとし、④についても、被告人が当該取引先担当者との間での個人的な信頼関係又は交友関係を構築する中で獲得した情報であって、本件会社から提供された情報ではないばかりか、当該取引先担当者と被告人との個人的な関係から切り離された形で本件会社が利用することのできる性質の情報でもないから、本件会社に帰属すべき情報とはいえない上、被告人個人から切り離すことが難しい被告人自身の人脈と不可分の情報であったから、②～④のいずれも、本件会社が被告人に対して退職(転職)後にその利用を一切許さないとするには、本件会社の市場における競争力の維持・確保という要請と被告人の職業選択(転職)の自由との均衡という観点から見て相当に問題があるといわなければならないものであったとした。

そして、このような背景がある中で、本件会社において(被告人を含む)営業担当者に対して退職(転職)後の利用が一切許されなくなる「営業秘密」であると自覚させようとするからには、強力な秘密管理措置を講じる必要があったとした。

## 2 本件における秘密管理措置

その上で、裁判所は、被告人が署名した「秘密保持に関する誓約書」については、その記載内容から、本件会社が株式上場を目指すにあたりインサイダー取引等の不祥事を起こさないよう情報管理の徹底を誓約する趣旨にも理解できるものであって、これに署名したからといって、本件顧客情報のような

従前営業担当者個人に帰属すると考えられてきた情報について退職(転職)後の利用が一切許されなくなることを理解しなかったはずはないと認めることはできないとした。また、本件会社の「秘密情報管理規程」についても、「業務を遂行するにあたり会社から提供された全ての情報」を「秘密情報」とする旨の極めて包括的な定めが置かれているから、いかに厳格な管理方針が定められていても、実際に厳格な管理がされていなければ、この規程の対象とされている「秘密情報」の全てが本件会社の死守しようとしている「営業秘密」であって、社長の許可なく複製を作れば懲戒処分の対象となるばかりか、刑事罰を受けるおそれがあると理解する者などいないといつてよく、「秘密情報管理規程」で「秘密情報」として明示されているというだけでは「秘密として管理されている」と認めるわけにはいかないし、現実の実態としても、「写しをとる場合は、社長の許可を必要とする」(4条)とされていたが、被告人が本件会社の情報管理担当社員に頼んで会社貸与iPhoneの電話帳データのバックアップを作ってもらった際、同人から社長の許可が必要である旨の指摘を受けることはなかったのであって、社内で「取引先連絡先に関する情報」の「写しをとる」ことが問題であるという意識が徹底されていたとは認められないこと、「社外への持出しは、原則禁止する。業務上、やむを得ない場合には、社長に申請し、その指示に従うものとする」(5条)とされていたが、被告人の管理していた本件顧客情報について見ても、被告人がプライベートでも使用していた会社貸与iPhoneの中でプライベートの連絡先と混然一体となった状態で保存されたまま、自由に自宅に持ち帰ることが引き続き許されていたのであって、情報の社外への持出しが禁止されていることを前提にした厳格な対応(例えば、会社貸与携帯をプライベートで使用することを厳禁した上で、会社貸与携帯は自宅に持ち帰ることを原則禁止し、業務上持ち帰りの必要があるときは個別に会社の許可をとらせるなど)がとられていたとは認められないこと等から、(被告人を含む)営業担当者に対し、退職(転職)後の利用が一切許されなくなる「営業秘密」に当たることを明確に自覚させるために十分なものであったとは到底いえ、本件顧客情報が秘密管理性の要件を充足しているとは評価できないとした。

---

## 第5 雑感

本件は、その事実関係から、無罪判決は当然であったといえる。

他方で、事業において「営業秘密」の保護も重要である。そのためには、秘密管理性がとりわけ重要であり、どのような秘密管理をしておくべきかについて、裁判例から学ぶべき点は多い。本件でいえば、判決が指摘するとおり、会社貸与携帯をプライベートで使用することを厳禁する、会社貸与携帯は自宅に持ち帰ることを原則禁止し、業務上持ち帰りの必要があるときは個別に会社の許可をとらせるなども考えられた。